

大雨災害に係る被災者支援制度一覧 (ページ1)

この一覧は、令和7年8月の大雨で被災されたかたへの支援制度を一覧にしたものです。支援内容や申請期限等は支援メニューによって異なり、被災の程度や世帯の状況によっても異なります。また、損害保険金などの補てん額によっては支援の対象とならない場合がありますのでご注意ください。詳しい情報は、市公式ホームページ「災害関連情報」をご覧ください。担当課にお問い合わせください。

種別	番号	支援メニュー	対象者	支援内容	担当課
見舞金・融資	1	災害見舞金等	・被害を受けた住家に居住する市民のうち世帯主である人 ・災害により亡くなった市民の遺族	災害によって被害を受けた市民に対して災害見舞金等を支給します。	防災安全課 TEL0940-43-8107
	2	災害復旧貸付 【国民生活事業】	被災した小規模事業者	日本政策金融公庫が3千万円を融資限度額とし、災害復旧貸し付けを行います。	日本政策金融公庫 福岡支店 TEL0570-089302
	3	災害復旧貸付 【中小企業事業】	被災した中小企業者	日本政策金融公庫が1億5千万円（別枠）を融資限度額とし、災害復旧貸し付けを行います。	日本政策金融公庫 福岡支店 TEL092-431-5296
	4	緊急経済対策資金 (福岡県制度融資)	被災した中小企業者	「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、資金繰りを支援します。	福岡県商工部 中小企業振興課 TEL092-643-3424
	5	小規模企業共済 災害時貸付	小規模企業共済契約者	中小企業基盤整備機構が原則として即日、低利で融資を行う災害時貸付が適用されます。	中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL050-5541-7171
証明書	6	り災証明書の交付	大雨によって被災した人	被災した住家等に係る証明書を交付します。	防災安全課 TEL0940-43-8107
	7	被災届出証明書の交付	大雨によって被災した人	住家以外の家財の被害などに係る証明書を交付します。	防災安全課 TEL0940-43-8107
税や保険料の減免・猶予	8	市県民税の減免	・市県民税が課税されていて、納期末到来の税額がある人 ・前年の合計所得金額が1千万円以下の人 ・災害で自己の所有する居住用の住宅または家財に30%に相当する額以上の損害を受けた人	住宅や家財などに損害を受けた場合、市県民税の減免を受けられる場合があります。	税務課 TEL0940-43-8117
	9	固定資産税の減免	・固定資産税が課税されていて、納期末到達の税額がある人 ・大雨によって固定資産に被害を受けた人	所有する固定資産が災害などで滅失または甚大な被害を受けた場合、その被災の程度に応じて固定資産税の減免を受けられる場合があります。	税務課 TEL0940-43-8118
	10	国民健康保険税の減免	・大雨によって住宅・家財（納屋、農機具など）に少なくとも30%以上の被害を受けた福津市国民健康保険加入者 ・納税義務者並びにその世帯に属する被保険者の前年中の合計所得が400万円以下で、大雨によって、納税義務者等の本年の見込所得額の合計額が前年中の合計所得額と比較して30%以上減少した福津市国民健康保険加入者	前年の所得と、り災状況に基づき、国民健康保険税を減免します。	保険年金医療課 TEL0940-43-8127
	11	国民健康保険医療費の窓口負担金の減免・猶予	今回の大雨で死亡、障がい者となり、または資産に重大な損害を受け、かつ、世帯主および当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準生活費の3カ月分に相当する額以下、かつ収入が一定額以下の医療機関での窓口負担金の支払が困難な福津市国民健康保険加入者	当該世帯の実収入月額に基づき、国民健康保険加入者が医療機関で受診する際の負担金を減免・猶予します。	保険年金医療課 TEL0940-43-8127
	12	国民年金保険料の減免	大雨によって住宅や家財等のうち被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた国民年金加入者	前年の所得と、り災状況に基づき、国民年金保険料の全部または一部を減免します。	保険年金医療課 TEL0940-43-8127
	13	後期高齢者医療保険料の減免・猶予	住宅・家財または財産に損害率25%以上（徴収猶予は10%以上）の被害を受けた後期高齢者医療保険加入者、同一世帯の世帯主および他の被保険者	被災したことで生活が困難となり、保険料の納付が困難となった場合、保険料の減免・徴収猶予が認められる場合があります。	保険年金医療課 TEL0940-43-8128
	14	後期高齢者医療保険医療費の窓口負担金の減免・猶予	世帯主が過去1年以内に災害によって財産の損害を被った後期高齢者医療保険加入者	被災したことで生活が困難となり、医療機関窓口での負担金の支払いが困難となった場合、窓口負担金の減免・徴収猶予が認められる場合があります。	保険年金医療課 TEL0940-43-8128
	15	納税の猶予	被災したことで市税等を一時に納付することができないと認められる人	財産の換価（売却）や差押えなどの一定期間の猶予が認められる場合があります。	収納課 TEL0940-43-8119
16	介護保険料の徴収猶予または減免	第1号保険者や世帯の生計を主として維持している人が所有する住宅、家財またはその他の財産に被害を受けた人	被害の程度に応じて、介護保険料の徴収猶予または減免が受けられる場合があります。	高齢者サービス課 TEL0940-43-8191	
車	17	車両の無償貸出	・大雨によって被災した人 ・支援活動を行う団体	事前予約制で車両を無料貸し出しします。	カーシェアリング協会 TEL050-5799-4740

大雨災害に係る被災者支援制度一覧 (ページ2)

この一覧は、令和7年8月の大雨で被災されたかたへの支援制度を一覧にしたものです。支援内容や申請期限等は支援メニューによって異なり、被災の程度や世帯の状況によっても異なります。また、損害保険金などの補てん額によっては支援の対象とならない場合がありますのでご注意ください。詳しい情報は、市公式ホームページ「災害関連情報」をご覧ください。担当課にお問い合わせください。

種別	番号	支援メニュー	対象者	支援内容	担当課
被災ごみの処理	18	敷地に流れてきたガレキ交じりの土砂の処理	大雨によって被災した人	大雨で発生したガレキ交じりの土砂の仮置き場を設置しています。費用は無料です。 ■開設場所：福津市不燃物処理場内	うみがめ課 TEL0940-62-5019
	19	発生した被災ごみの自己搬入	大雨によって被災した人	大雨で発生した被災ごみの古賀清掃工場および福津市不燃物処理場への自己搬入に係る減免申請を市うみがめ課で受け付けます。	うみがめ課 TEL0940-62-5019
災害ボラ	20	災害ボランティアによる支援	大雨によって被災した人	敷地内や床下などの泥出し、家財の搬出などを災害ボランティアが支援します。	福津市社会福祉協議会 TEL0940-34-3341
相談	21	特別相談窓口の設置	被災した中小企業者	福岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構九州本部、九州経済産業局で相談を受けます。	
	22	消費生活相談	・悪質商法の被害に遭いそうになった人 ・悪質商法の被害に遭ってしまった人	予約不要で、消費生活専門相談員、消費生活相談員が対面相談または電話相談に応じます。	福津市消費生活相談窓口 TEL0940-43-8106